

# 平戸市地域包括支援センター管理システム再構築業務仕様書

## 1 目的

地域包括支援センター業務を統括・管理するとともに、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業、予防給付マネジメント等が円滑に進み、介護予防効果が達成されるよう支援するためのシステムを再構築する。

## 2 業務内容

地域包括支援センターが実施する地域支援事業(包括的支援事業含む)に関連する情報等の統括・管理、及び介護予防・日常生活支援総合事業、予防給付ケアマネジメント業務に係る連携・情報管理システム(地域包括支援センター管理システム)再構築業務。

## 3 対象データの目安

高齢者人口(地域支援事業対象者) : 約11,772人(令和8年1月1日)  
予防給付対象者 : 約523人(令和8年1月1日)

## 4 基本要件

- (1) パッケージソフトの利用を基本とし、原則、カスタマイズ不要とすること。ただし、カスタマイズが必要となる場合は、最小限にとどめること。
- (2) 理解しやすい画面構成、分かりやすい操作性・履歴管理等の仕組みを備えており、特別な知識がなくても情報の検索やデータ抽出ができる機能を備えるなど、汎用性が高いこと。
- (3) 帳票については、マイクロソフトエクセル等の表計算ソフトによる形式やPDF形式等に変換して出力できること。
- (4) 本市の業務改善、負担軽減につながるシステムであること。
- (5) 地域包括支援センター管理システムを再構築するにあたり、ソフトウェア・ハードウェア等のセキュリティ対策に配慮するなど、利用者の個人情報の取り扱いに十分注意すること。
- (6) 機器及びソフトウェアの導入にあたり、職員への操作研修、指導を行うこと。
- (7) 制度改正等により内容の変更が発生した場合には、別途費用をかけることなく保守の範囲内で対応すること。ただし、大規模改正の場合は別途協議する。
- (8) 受託業者は本市から CSV データ出力を依頼された場合は依頼の度にシステム内に蓄積された全データを CSV データとして出力し、無償でそのデータを依頼日

から 1 週間以内に提供すること。

## 5 システム及びネットワークの構成

### (1) システム

サーバー及びクライアントを利用し、地域包括支援センター各クライアントをネットワーク化したクライアント／サーバー型システムとし、本市内に設置するサーバーには、地域包括支援センターの情報を集約する。

### (2) ネットワーク

既存のネットワークを利用すること。本市クライアントより入力したデータは、サーバーへ即時処理を行うネットワーク集中管理型のシステムとする。

### (3) その他

各種設定については、本市と協議の上行うこと。

セキュリティ対策等、システムを安定稼働させるために必要な環境を構築すること。環境構築後、システム起動テスト及びプリンタ印刷テストを行うこと。

## 6 機器構成・設置場所・動作環境

### (1) 機器構成

新規端末 13 台に共有ファイルを設置しシステムが利用できる環境を構築する。なお、システム環境は市調達の仮想サーバーに構築することとする。市調達仮想サーバー環境内容、新規ハードウェア調達の仕様は（別表 1）に記載する。稼動開始を令和 8 年 11 月 1 日とするため、契約締結日から令和 8 年 10 月 31 日までにシステム機器納入を全て完了し操作研修を実施すること。

### (2) 設置場所

サーバー及び周辺機器 : 平戸市役所内（仮想サーバーは市で準備）

クライアント端末 : 平戸市地域包括支援センター内

### (3) 動作環境

クライアント端末機に、特段のソフトウェア資産を必要としないシステムであること。サーバーセットアップ、クライアントセットアップ、LAN 機器及び配線等は構築業務に含むこととし、構築終了後には、全ての機器ですぐにシステムが使用できる状態とすること。

## 7 機能要件

- (1) 総合的な相談の受付から対応内容の記録までシステム内で管理でき情報共有が図れること。また、各相談に関する情報に複数の集計区分を設け集計表が出力できること。
- (2) 高齢者虐待管理の受付から協議票、アセスメント等の登録が可能なこと。

- (3) 総合相談問い合わせ画面で、高齢者虐待で登録した情報が管理でき、画面上で総合相談と区別して表示されること。
- (4) 本市より提供する既存データの文字コードは Shift JIS とする。(外字も対応すること)
- (5) システム機能要件については、別紙 3\_システム機能要件仕様書のとおりとする。なお、機能要件仕様書に記載されている機能以外に提案すべき機能がある場合は、全て見積りに含め提案すること。
- (6) 本業務契約締結後、すみやかに受託者は本市職員に対して、本仕様書および別紙 2 機能要件一覧表に記載された必須機能および性能が実装されていることを、オンラインシステム上で説明し証明すること。その際、実装がないと指摘されたものについては、要件を満たすことを証明する技術的資料、開発計画書及び履行誓約書を提出し、納品物検査までに実装を済ませること。

## 8 機能強化・法改正対応

- (1) 地域包括支援センター管理システムにおけるソフトウェアのバージョンアップ及び法改正への対応には、対応版ソフトウェア(プログラム)の無償提供を行うこと。尚、適用作業については CD 等の配布だけではなく受託業者が現地での適用作業を行い、改正内容等の情報提供等を行うこと。
- (2) バージョンアップ内容は、システム業者側の機能追加に片寄らず、全国の利用者の意見・要望を的確に汲み上げた内容であること。
- (3) 地域包括支援センター(指定介護予防支援事業所)とサービス事業所の間でのデータのやり取りなど、国が進める介護分野の ICT 活用に向けた取組に対応できるシステムであること。

## 9 セキュリティ

本システムは重要な個人情報を扱うため、セキュリティについては平戸市情報セキュリティポリシーを遵守することとし、個人情報保護並びに情報漏洩への対策を行うこと。また、導入時に担当者への教育、指導を行うこと。

- (1) システム操作時のセキュリティ対策
  - ア ID・パスワードの設定が可能なこと。
  - イ システム起動時に、ID・パスワードによる利用者の確認ができること。
  - ウ ID ごとに利用できる機能を限定することができること。
  - エ アクセスログ(ID・操作メニュー・操作内容)の記録及び出力ができること。
  - オ 定期的なバックアップを実施し、障害発生時には速やかに復旧できること。
- (2) ウイルス対策  
地域包括支援センターに関するサーバー及びクライアント端末には、市が調達するウ

ウイルス対策ソフトを適用しセキュリティ対策を行う。

使用するウイルス対策ソフト：Trend Micro Apex One

## 10 データ移行

- (1) データ移行の方法、時期については本市と十分な打ち合わせを実施の上、スケジュールを作成し、本市の承認を得ること。
- (2) 令和8年11月1日から新システムで運用開始できるよう、現行システムから新システムへのデータ移行作業を行うこと。本市が提供するデータを、受託者側において変換し、システムに移行すること。移行範囲については本市と受託業者とで協議し決定する。なお、提供可能なcsvデータ（令和8年3月31日時点）は次のとおりである。また、移行前月分の利用票を紙媒体またはpdfデータで提出するため、パンチを行い移行月の請求事務において適正に処理が行えるよう備えること。
  - ①台帳（利用者番号・氏名・住所・電話番号・利用者区分等）
  - ②介護保険情報（被保険者番号・認定期間・要介護度等）
  - ③相談受付記録（受付番号・受付日・相談者・相談内容等）
  - ④実態把握記録（相談日・対象者・作成担当者等）
  - ⑤対応経過記録（記録日・対応内容・記録者等）
  - ⑥基本チェックリスト
  - ⑦アセスメント
  - ⑧計画記録
  - ⑨評価表※データ移行に当たっては、提供するcsvデータの変換・整列・結合等の加工方法について、記録内容を損なわない限り受託者の提案する方法を原則採用するものとする。
- (3) 本番移行までに十分なリハーサルを実施し、本番移行をスムーズに行えるよう準備すること。
- (4) データを安全に移行するため、全ての移行データが現行システムと一致することを受注者が確認し、確認項目・確認結果を本市へ報告するなど十分な検査方法を事前に示し、データ移行後は本市担当者の検査を受けること。
- (5) データ移行に当たっては、データ精度をより高めるとともに、不要データや不正データなどの混在や不整合の発見に努めること。また、不要データの整理や不正データの修正方法について提案すること。
- (6) 不足するデータがある場合は、本市から書面にて作成又は提供された帳票類をデータ入力作業によりデータを作成、システム処理可能な状態でデータ移行すること。
- (7) 移行データに関するトラブルが発生した場合は、本市担当者に速やかに報告しその指示を受け、システムの稼働が確実にスケジュール通りとなるように最善の努力をすること。

## 1 1 保守・サポート体制

システムについては、別途保守契約を行うが、システムの円滑な運営のための各種助言、情報提供を行うこと。

### (1) サービス要件

#### ① 問い合わせ対応サービス

- a. 本業務システム全般に関する質問、障害連絡等の受付窓口を設置すること。
- b. 受付方法は、電話及び電子メールとする。
- c. 窓口の対応時間は、原則、平日の8時30分から17時30分とする。また、国保連請求締日前の土曜日（祝日除く）も電話による対応、現地での保守対応が実施できる体制がとれること。

#### ② システム管理サービス

- a. 本業務システムを構成するハードウェア、ソフトウェア（OS、ミドルウェア、業務パッケージシステム等）ネットワークについて全体を把握し、ハードウェア及びソフトウェアの構成情報、設定情報等について管理を行うこと。
- b. システム環境等を変更した場合は、管理情報を最新の状態に改版の上、本市に提出すること。

#### ③ セキュリティサービス

本業務システムを構成するソフトウェア（OS、ミドルウェア、業務パッケージシステム等）について、システム運用に影響を及ぼすような障害が発見された場合は、修正プログラムの適用等、必要な対策を実施すること。

#### ④ 障害対応サービス

- a. 本業務システムにおいて障害が発生した場合は、システムを構成するハードウェア、ソフトウェアに関わらず速やかに復旧させること。
- b. 本市より障害発生の連絡を受けた場合、速やかに障害復旧作業に着手すること。

#### ⑤ パッケージシステム保守サービス

パッケージシステムの法制度改正対応に係る情報の詳細について説明を行うこと。また、法制度改正対応ソフトウェア（プログラム）の適用に必要な期間について本市へ提示し、当該対応ソフトウェアの適用作業を本サービスにて実施すること。

## 1 2 操作研修

- (1) 地域包括支援センターの職員に対し、稼働前後のシステム研修期間を設けること。また、次年度以降、職員異動等により再度操作研修が必要となった等、本市から依頼があった場合はその都度、操作研修を保守の範囲内で実施すること。
- (2) 操作研修にあたり、提供するシステムに関する操作マニュアル等の作成を行い、本

市に提供すること。

### 13 その他

- (1) 本仕様書は、本業務の基本的な内容について示すものであり、業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項は全て実施すること。
- (2) 本業務において不明な点や、本仕様書に定めのない事項については、本市と協議の上、決定するものとする。
- (3) 仕様書の内容について、本市の指示又は設備上重大な問題が発生した場合は、協議の上、変更可能とする。

(別表1) 仮想サーバー環境及び新規調達仕様

機器については、次の必須要件を満たし、システムが5年間安定稼働できるものを提案すること。

	項番	カテゴリ	詳細	数量
必須要件	1	クライアント端末	① 型番：dynabook B75/LY ② OS：Windows11 Pro 24H2 ③ CPU：インテル Core i5-1345U ④ ディスプレイ：15.6型 FHD(フルHD) 1,920×1,080ドット ⑤ メモリ：16GB以上 ⑥ ドライブ：DVDスーパーマルチドライブ(2層書き込み) ⑦ ストレージ：SSD 256GB以上 ⑧ LAN:1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T以上 ⑨ 無線LAN： Wi-Fi6E(IEEE802.11ax)(2.4Gbps)+IEEE802.11 ⑩ ac/a/b/g/n 準拠(WPA/WPA2/WPA3,AES,TKIP) ⑪ インターフェース：USB3.2 3ポート以上 HDMI 1ポート以上 RGB 1ポート以上 ⑫ キーボード：フルサイズテンキー付き ⑬ Office：LTSC Standard2024以上 ⑭ その他：Bluetooth有 ※同等品以上	13
	2	モノクロレーザープリンタ	① メーカー：富士フイルム ② 型番：ApeosPrint 4560S ③ インターフェース：USBポート、LANポート(RJ45) ④ トレイモジュール(300)：E3300225 増設 ⑤ 用紙サイズ：A3、A4印刷可能 ⑥ 増設トレイ：500枚以上 ⑦ 両面印刷：あり ※同等品不可	1
	3	地域包括支援センター管理システム	別紙3_システム機能要件仕様書を満たすこと	1
	4	ミドルウェア	システム稼働に必要な接続ミドルウェア及びライセンス(パソコン13台)	13

任意要件	※	高齢者福祉サービスシステム	<p>下記に挙げる本市高齢者福祉事業の業務遂行に役立つシステムを構築・搭載可能な場合は、併せて提案すること。</p> <p>これは任意提出内容として評価するものであり、本要件が構築不可能であっても入札参加は可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「食」の自立支援事業</li> <li>・緊急通報装置貸与事業</li> <li>・高齢者等訪問理美容事業</li> </ul> <p>(※各様式を作成・出力可能なシステム)</p>	1
------	---	---------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---